

北陵多目的広場使用規則

第1条(目的)

本規則は多目的広場および付属設備を保全し、安全且つ有効な利用を図ることにより、利用者の健康増進とスポーツの振興に寄与し、利用者相互の親睦を深めることを目的として定める。

第2条(使用区分)

多目的広場の運用についてはスポーツクラブ 21 北陵(以下スポーツ 21 と略称する)に委ね、一般使用については、一般 A(当地区(美山台・丸山台)の住民団体(コミュニティ登録団体:今後コミュニティにて制度化される予定(2011年7月))およびスポーツ 21 所属サークル・団体)、一般 B(他地区(川西市内)団体)、一般 C(猪名川町・豊能郡)団体の3区分に分けて使用の区分を計る。

- (1) 一般 A(当地区(美山台・丸山台)の住民団体およびスポーツ 21 所属サークル・団体)のために原則として平日(12月29日～翌年1月3日の年末・年始は除く)、第2土曜日以外の土曜日並びに第4日曜日以外の日曜日をこれに当てる。
- (2) 一般 B、一般 C(他地区(川西市・猪名川町・豊能郡)団体)のために原則として各月第2土曜日(終日)・第4日曜日(終日)をこれに当てる。
- (3) 多目的広場の使用は原則として半日単位(午前8時～午後1時または午後1時～午後6時)とする。終日使用は別途スポーツ 21 会長の許可を取る。
- (4) 一般 B(川西市内団体)が使用の場合は、登録料(年1回) 2,000円を徴収する。
- (5) 一般 C(猪名川町・豊能郡)団体が使用の場合は登録料(年1回) 3,000円及び、各利用毎に 2,000円を徴収する。

第3条(使用できる競技種目)

少年野球、ソフトボール(中学生以上の場合は使用球を3号に限定する)、少年サッカー、ドッジボール、グラウンドゴルフ(ゲートボール含む)等の危険の伴わない競技種目に限る。
例示している競技以外の種目競技での利用も危険性が少ないと判断できれば許可する場合は有る。

第4条(使用上の制限)

本規定に反した場合は、当該者及びその所属団体の当該年度内使用を許可しない。

- (1) 下記種目の使用は禁止する。
ゴルフ、射撃、弓道、やり投げ、ハンマー投げ、円盤投げ、砲丸投げ、リモコングライダー、ラジコンカーなどの危険を伴うもの。
- (2) 自動車、自動二輪車、自転車(幼児用自転車は除く)は駐車場以外に乗り入れてはならない。
- (3) 自動車は指定の駐車場以外に駐車してはならない。特に路上駐車は厳禁。
- (4) 駐車場でのアイドリングは禁止。
- (5) 焚き火、花火(特別に許可を得たものは除く)などの火気使用や、犬の散歩などは禁止する。
- (6) ハンドマイク以外の拡声器の使用は、特別許可を受けたもの以外は禁止する。
- (7) その他騒音・奇声を発し、近隣住民に迷惑となる行為の禁止。
- (8) 年末(12月30日・31日)／年始(1月1日・2日・3日)は使用対象日としない。

第5条(使用時間)

多目的広場の使用は、準備、後始末を含めて、原則として午前8時から午後6時までとする。

第6条(使用手続きとその方法)

- (1) 多目的広場の使用は、当地区自治会行事及びコミュニティ行事を最優先とし、先約があっても優先されることがある。

- (2) 使用する場合は、個人・団体に係わらず事前にスポーツ 21 宛の所定の申込書（様式 1）を提出し、許可を得なければならない。
- (3) 使用申し込みは、スポーツ 21 のクラブハウス（北陵小学校構内）宛 FAX 又はメールにて受け付け、電話による受付は行わない。
(FAX : 072-776-5521 e-Mail : sports21-hokuryo@jttk.zaq.ne.jp)
- (4) 使用申し込みは、奇数月の第 1 土曜日に翌月・翌々月分（2ヶ月分）を受け付け、原則として先着順とする。申し込みが重複する場合は「学校施設開放委員会」（スポーツ 21 北陵で利用・運用している施設の利用調整を行っている会議）にて協議して決定する。
- (5) 申し込みは奇数月第 1 土曜日の午前 0 時から午前 10 時迄受け付ける。
- (6) 使用が許可されると、当事者にメール又は FAX・郵送にて使用許可書（様式 2）を発行する。
- (7) 使用者同士の融通は禁止するが、そのサークル・団体責任者の承諾書（様式任意）を添えて申し込み、スポーツ 21 に使用の許可を受けた場合は良い。
- (8) 多目的広場の申込状況（空き状況）は「スポーツクラブ 21 北陵」のホームページで公開する。ホームページ URL : <http://www.jttk.zaq.ne.jp/sports21-hokuryo/>
- (9) 予定表に空きの有る枠での利用申請は適宜受け付けるが、概ね 1 週間以上先の利用枠への申し込みとする。

第 7 条（使用者の遵守事項）

本規定に反した場合は、当該者及びその所属団体の当該年度内使用を許可しない。

- (1) 使用時間を遵守すること。
- (2) 使用責任者は当該団体の多目的広場内グラウンド使用が終了するまで終始同席すること。
- (3) 使用責任者は、多目的広場内グラウンド使用時には使用許可書を持参すること。
- (4) 使用後は、必ず整地・清掃（トイレを含む）などを行い、ゴミも必ず各自持ち帰ること。
- (5) 使用者は、毎回トイレトペーパー持参で入場すること。
- (6) 多目的広場内グラウンドコンディション不良のとき、もしくは使用によりグラウンドコンディションを悪くする恐れのある時は、使用を中止する。その判断は使用責任者の判断に任される。
- (7) 多目的広場内グラウンド使用に当たっては、その競技にふさわしい服装とスポーツマンとして恥ずかしくない言動に心掛けること。
- (8) 使用者は、乾燥期には散水を行うなど、砂塵により近隣に迷惑を掛けないよう最大限の注意を払うこと。
- (9) 同時に 2 サークル・団体以上が使用する場合は、相互に協力して、安全かつ友好的に利用し、特に前記（4）・（8）項の実施は協力して行うこと。
- (10) 許可無く、酒気帯行為や物品販売などの営利行為は禁止する。
- (11) 使用後は速やかに、申し込み No と使用後のチェックシート（様式 2 後半）をスポーツ 21 宛に提出（メール・FAX 可）すること。（物置内にチェックシートのファイルを入れてあります）。一般 B・一般 C 利用団体は公民館へ鍵と共に返却下さい。

第 8 条（鍵の受け取り・返却）

I、受け取り

- (1) 多目的広場の使用後は、必ず施錠して退場する。
- (2) 多目的広場の鍵は、平日使用は時間内に北陵公民館で使用許可書を提示して受け取る。
休・祝日（または休館日）使用の場合は公民館休館前に鍵を受け取る。

II、返却

- (1) 使用責任者は、使用後速やかに鍵を元へ返却しなければならない。但し、公民館が休館の場合はその翌開館日以降に必ず返却する。使用許可書も利用チェックシート部分を記入し、鍵と併せて公民館に提出する。

第9条（施設の整備・保全）

- （1）使用者は多目的広場施設の整備・保全に努めなければならない。
- （2）使用に当たって、特別な施設（テント使用等）を設ける時は、事前にスポーツ21に届け出て許可を得、使用後は元に復元しなければならない。（特別許可を除く）
- （3）使用者は施設を破損・損傷した時は、速やかにスポーツ21に届け出て、相当代価を弁償しなければならない。
- （4）上記各号に違反した場合、以後の使用を許可しないことがある。

第10条（使用中の事故、傷害の責任）

- （1）使用中の事故、傷害については、使用者の責任とし、使用者において対処する。
- （2）事故（雷・地震等天災を含む）が発生した時は、速やかに事故内容をスポーツ21に（様式3）により報告しなければならない。
また後日、事後処理についても詳細を報告しなければならない。

第11条（多目的広場入り口の鍵の管理）

- （1）当多目的広場には5ヶ所の出入り口があり、全て共通の鍵を使用している。
多目的広場鍵は、通し番号付きでコミュニティ会長・自治会長・体育部会長・スポーツ21の北陵小クラブハウス内で各1ヶ、公民館で6ヶ保管・管理する。〈様式—5〉
- （2）スポーツ21が鍵の長期間所持を認めた者（個人を除き団体代表者）には、所定の手続き（様式4）により、合鍵を所持させることができる。

第12条(その他)

本規定に定めのない事項については、スポーツ21で協議し、当該広場運営会議に諮り承認を得る。

第13条（規定の改正）

本規定の改正は、スポーツ21の提案を受けて、当該広場運営会議で審議・議決する。

第14条（付 則）

平成22年12月10日制定・施行

平成23年2月6日 一部改訂（下線を付けた部分）

平成23年7月23日 一部改訂（二重下線部分）